

一般社団法人真鶴未来塾定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人真鶴未来塾と称する。

(目的)

第2条 当法人は、地域づくりの推進に貢献するため、地域の企業や行政等と連携を図りつつ、地域を担う次世代の人材育成と多様なコミュニティの創造に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 地域コミュニティの育成
2. 地域づくり団体の活動支援
3. 地域づくりのための各種講座・セミナーの開催
4. ふるさと教育の実施
5. 地域づくりのための調査研究
6. 地域づくりに関する事業の委託
7. 移住者等との交流事業の企画、運営
8. 創業支援に関する事業の企画・運営
9. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(主たる事務所)

第3条 当法人は、主たる事務所を神奈川県足柄下郡真鶴町に置く。

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当法人には、社員総会及び理事を置く。

第2章 社 員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2) 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。本条の入会金及び会費は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法

人法」という。) 第27条の経費とする。

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、やむを得ない事由があるときを除き、退社の申し出は、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項第1号に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。この場合は、除名した会員にその旨を通

知することを要する。

(社員の資格喪失)

第10条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は社員である団体の解散したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 総社員の同意があったとき

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2) 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

第3章 社員総会

(招集)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会はその必要がある場合にいつでも招集することができる。

- 2) 定時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。
- 3) 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、総社員に対して招集通知を発するものとする。
- 4) 前項にかかわらず、社員総会は、社員全員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権行使の場合を除き、招集手続きを経ずに開催することができる。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、一般法人法第49条第2項に規定する事項又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2) 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故又は支障があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(社員総会の決議の省略)

第15条 社員総会の決議の目的である事項について、理事又は社員から提案があった場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第16条 社員又はその法定代理人は、当法人の社員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。

2) 前項の場合には、社員又は代理人は代理権を証する書面を総会ごとに提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2) 第14条の場合も、前項の議事録を作成する。

第4章 役員

(役員の数)

第18条 当法人に、理事3名以上を置く。

(理事の資格)

第19条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、総社員の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

2) 理事のうち、理事のいずれかの1名及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

2) 任期満了前に退任した理事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残

存期間と同一とする。

3) 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事)

第21条 当法人には代表理事1名を置き、理事の互選によって選定する。

2) 代表理事を理事長とする。

3) 理事長は、当法人を代表し、法人の業務を統轄する。

第5章 解散

(解散の事由)

第22条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

(1) 社員総会の決議

(2) 存続期間の満了

(3) 法人の合併

(4) 社員が欠けたとき

(5) 法人の破産手続開始決定

(6) 解散を命ずる裁判

(法人の継続)

第23条 前条第1号及び第2号の場合においては、社員総会の決議をもって法人を継続することができる。

第6章 計算

(事業年度)

第24条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(残余財産の帰属)

第25条 当法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(剰余金の非分配)

第26条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第27条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から平成28年3月31日までと

する。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第28条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 * * * * *

設立時社員 奥津 秀隆

住 所 * * * * *

設立時社員 玉田 洋

住 所 * * * * *

設立時社員 青木 直江

(設立時の理事及び代表理事の氏名)

第29条 当法人の設立時理事及び代表理事の氏名は、次のとおりである。

設立時理事 奥津 秀隆 設立時理事 玉田 洋

設立時理事 青木 直江

設立時代表理事 奥津 秀隆

(定款に定めのない事項)

第30条 本定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令に従う。

平成27年10月1日